

権限移譲する法律に基づく事務担当課一覧表(平成23年度移譲分)

※セルを黄色で塗りつぶしている法律の事務例については、届出先の申請窓口が県から市町村へ変更になります。

※法律によっては、届出先窓口が市町村へ変更になる事務と、県に届出先窓口が残る事務が混在する場合がありますので、ご注意ください。

※和歌山市は中核市であるため、既に多くの事務が移譲されています。

法律名	事務例	移譲先市町村	県担当課	電話番号
社会福祉法	社会福祉法人の設立の認可等	各市(和歌山市は移譲済み)	福祉保健総務課	073-441-2472
	第一種社会福祉事業の許可(軽費老人ホームを経営する事業)等	各市(和歌山市は移譲済み)	長寿社会課	073-441-2520
児童福祉法	認可外保育施設の事業開始の届出受理等	各市町村(和歌山市は移譲済み)	子ども未来課	073-441-2492
	児童福祉施設(民間保育所、民間児童館)の設置の認可等	各市町村(和歌山市は移譲済み)	子ども未来課	073-441-2192
母子保健法	低体重児の届出の受理等	各市町村(和歌山市は移譲済み)	子ども未来課	073-441-2642
毒物及び劇物取締法	業務上取扱者の届出の受理等	和歌山市	薬務課	073-441-2663
薬事法	薬局の開設の許可等	和歌山市	薬務課	073-441-2660
農地法	農地を農地以外に転用する場合の許可等(2ha以下)	各町村	農林水産総務課	073-441-2875